

今年から乳幼児福祉医療の対象を小学校3年生まで拡大
対象となる方は受給者証の更新手続きを

飯山市福祉医療費特別給付金

飯山市福祉医療費特別給付金とは、乳幼児・母子家庭・父子家庭・障がいのある方などが、医療機関で診療を受けたり薬局で調剤を受けた場合などに、窓口で支払った自己負担金を後でお返し(償還払い)するものです。
また8月からは、今年度の重点施策の一つである「0歳からの安心・安全、豊かな教育」の一環として、乳幼児福祉医療の対象を小学校3年生まで拡大。一層の子育て支援を行っていきます。

乳幼児

現在の福祉医療費(乳幼児)は就学前までとなっていますが、飯山市では本年度8月1日から受給対象者を小学3年生まで拡大することとなりました。

小学校1年生からの対象者には通知でお知らせします。



母子家庭・父子家庭・障がい等のある方

福祉医療費特別給付金を受給している方は、年に1回の更新手続きが必要となります。更新等の必要な方には通知でお知らせしますので、手続きにお越しください。

すので、期日に手続きにお越しください。(現在お持ちの就学前のお子さんの受給者証は満6歳の年度末まで有効です。)

期日 6月27日(水)・28日(木)
午前9時～午後5時
場所 飯山市役所4階
第2～第4委員会室

なお、受給資格には所得制限がありますのでご了承ください。

日時 7月3日(火)・4日(水)
午前9時～午後5時
場所 市役所4階
第3委員会室

福祉医療費特別給付金についてご不明な点は
市役所保健福祉課社会福祉係
☎②3111 内線189
までお問い合わせください。

飯山市職員上級(行政)と初級(土木)を募集します

市では、来春採用予定の市職員を次のとおり募集します。

募集職種および人数

上級(行政)：若干名
初級(土木)：若干名

▼上級：昭和51年4月2日～昭和61年4月1日までに生まれ、大学卒業または卒業見込みの者、またはこれと同等と認められる者

▼初級：昭和55年4月2日～平成2年4月1日までに生まれ、高校または短大の専門課程の卒業者もしくは卒業見込みの者、またはこれと同等と認められる者(大学入学資格検定合格者を含む)

- ※受験できない者
- ①日本国籍を有しない者
- ②地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者
- 住所要件
- ①平成19年6月1日現在、飯山市に居住しており、引き続き飯山市に居住予定の者
- ②平成19年6月1日現在、

他市町村等に居住している者で、採用後は飯山市に居住予定の者

試験日時等

▼上級
・期日 7月29日(日)
・受付 午前8時45分～
・場所 飯山市役所
・試験項目 教養・性格・専門(行政)・作文
・合格発表 8月中旬までに受験者全員に通知
・二次試験 8月27日(月)
最終合格発表は9月中旬の予定です。

▼初級
・期日 9月16日(日)
・受付 午前8時45分～
・場所 飯山市役所
・試験項目 教養・性格・専門(土木)・作文
・合格発表 10月中旬までに受験者全員に通知
・二次試験 10月29日(月)
最終合格発表は11月中旬の予定です。

◆受験申し込み
市で交付する所定の申込書(市のホームページから



年に1度の粗大ゴミ回収 各地区の日程

粗大ゴミの回収を次のとおり行います。なお、各集落ごとの時間・会場は、実施日の1か月前程度前までに各区へお知らせします。

▼飯山A地区：7月29日(日)
(真町・新町・上町・栄町・曙町・西山・分道・斑尾・松倉・金山・南新町)

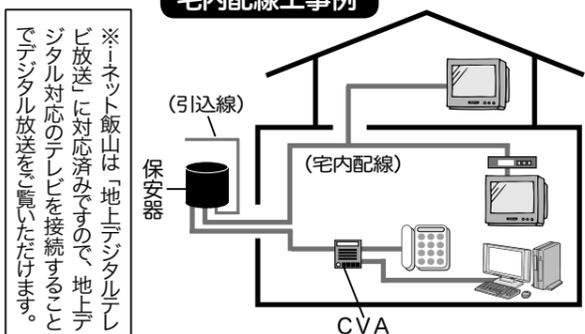
▼飯山B地区：10月28日(日)
(奈良沢・上倉・鉄砲町・本町・福寿町・肴町・田町・北町・愛宕町・神明町・市ノ口・有尾)

ケーブルテレビ宅内配線工事は指定の工事人へ

ケーブルテレビの宅内配線工事は「飯山市情報通信施設条例」により、市の指定を受けた指定工事人が行うことになっています。

新築、改築などで、ケーブルテレビの宅内配線工事が必要となる場合は、必ず指定工事人(市内電気店)へ依頼をお願いします。

指定工事人などケーブルテレビに関するお問い合わせは、テレビ飯山(☎⑧3000)までお願いします。



※インターネット飯山は「地上デジタルテレビ放送」に対応済みですので、地上デジタル対応のテレビを接続することでデジタル放送をご覧いただけます。

「地上デジタル」移行に便乗した架空請求にご注意を

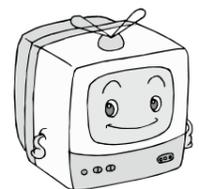
地上デジタルテレビ放送への移行に便乗した「架空請求」が全国各地で発生しています。

現在利用されている地上アナログ放送は、2011年7月に放送終了となる予定で移行作業が行われていますが、地上デジタルテレビ放送移行に便乗して次のような「架空請求」が各地で発生しています。十分ご注意ください。

アンテナ工事に便乗した架空請求

地上デジタル放送を受信するために、アンテナの取り替えや調整などの工事が必要となる場合があります。しかし工事の依頼をしていないものについては代金を支払う必要はありません。もし依頼していない工事費等を請求された場合は、内容を確認せずに安易に代金を支払うことのないようにしましょう。

またアンテナ工事の勧誘を受けても即決せずに、複数の事業者に見積もりをとるなどして、慎重に契約し



テレビ(受信機)について
地上デジタルテレビ放送移行後も、現在使用しているテレビのすべてが使用できなくなるというわけではありません。地上デジタル放送用チューナーを設置することで引き続き使用できるテレビもありますので、テレビが見られなくなるといった話に惑わされないようにしましょう。

今後、地上デジタル放送への移行に便乗しての悪質商法が懸念されます。不審な点があれば、市役所生活環境室(☎②3111 内線191)または長野消費生活センター(☎026(223)6777)までご相談ください。